



第2回黒潮町議会6月定例会会議録

令和5年6月9日 開会

令和5年6月16日 閉会

黒 潮 町 議 会

黒潮町議会 6 月定例会会議状況

月 日	曜日	会 議	行 事
6 月 9 日	金	本会議	開会・会期の決定・提案理由の説明・質疑・委員会付託・委員会
6 月 10 日	土	休 会	休 会
6 月 11 日	日	休 会	休 会
6 月 12 日	月	休 会	休 会
6 月 13 日	火	休 会	休 会
6 月 14 日	水	本会議	一般質問
6 月 15 日	木	本会議	一般質問
6 月 16 日	金	本会議	一般質問・委員長報告・委員長報告に対する質疑、討論、採決・閉会

黒潮町告示第 63 号

令和 5 年 6 月 第 2 回黒潮町議会定例会を次のとおり招集する。

令和 5 年 6 月 2 日

黒潮町長 松本 敏郎

記

- 1 期 日 令和 5 年 6 月 9 日
- 2 場 所 黒潮町本庁舎 3 階 議会議事堂

令和5年6月9日（金曜日）

（会議第1日目）

応招議員

1番	濱村美香	2番	山本牧夫	3番	澳本哲也
4番	宮地葉子	5番	宮川徳光	6番	浅野修一
7番	植田佐知	8番		9番	山本久夫
		11番	小松孝年	12番	矢野昭三
13番	矢野依伸	14番	中島一郎		

不応招議員

10番 吉尾昌樹

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

不応招議員に同じ

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	松本敏郎	副町長	西村康浩
総務課長	土居雄人	企画調整室長	渡辺健心
情報防災課長	村越淳	住民課長	宮川智明
健康福祉課長	佐田幸	農業振興課長	斉藤長久
まちづくり課長	徳廣誠司	産業推進室長	秋森弘伸
地域住民課長	青木浩明	海洋森林課長	今西和彦
建設課長	河村孝宏	会計管理者	宮地美
教育長	畦地和也	教育次長	岡本浩
教育次長	清水幸賢		

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 小橋和彦 書記 山崎あゆみ

議長は会議録署名議員に次の二人を指名した。

4番 宮地葉子 5番 宮川徳光

令和5年6月第2回黒潮町議会定例会

議事日程第1号

令和5年6月9日 9時00分 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第7号から第13号まで

(提案理由の説明・質疑・委員会付託)

●町長から提出された議案

- 議案第7号 黒潮町税条例の一部を改正する条例について
- 議案第8号 黒潮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第9号 黒潮町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第10号 黒潮町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第11号 黒潮町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第12号 黒潮町水産業経営資金審査委員会設置条例を廃止する条例について
- 議案第13号 令和5年度黒潮町一般会計補正予算について

議 事 の 経 過

令和5年6月9日
午前9時00分 開会

議長（中島一郎君）

おはようございます。

ただ今から、令和5年6月第2回黒潮町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

これより、日程に従い会議を進めますので、よろしくお願い致します。

諸般の報告をします。

初めに、欠席者の報告を致します。

吉尾昌樹君から欠席の届け出が提出されましたので、ご報告致します。

次に、報告第4号から8号までが町長から、報告第9号から12号までが監査委員から提出されました。

議席に配布をしておりますので、ご確認をお願いします。

次に、本日までに受理された陳情書は、議席に配布をしております文書表のとおりです。

陳情第1号および2号を産業建設厚生常任委員会に、陳情第3号を総務教育常任委員会に付託します。

次に、町長の行動報告につきましては全員協議会で、議長の行動報告につきましては議席に行動記録を配布しておりますので、これをもって、報告に代えさせていただきます。

これで、諸般の報告を終わります。

町長から発言を求められております。

これを許します。

町長。

町長（松本敏郎君）

おはようございます。

本日は、令和5年6月第2回黒潮町議会定例会を招集させていただきましたところ、何かとご多用の中、多数のご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

提案させていただきます議案につきましては、慎重なご審議と適切にご決定を賜りますよう、よろしくお願い致します。

それでは、3月議会定例会以降の主なものにつきまして行政報告をさせていただきます。

まず、本年度の新型コロナワクチン接種につきまして報告させていただきます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、令和5年5月8日より感染症法上の位置付けが5類感染症となりました。

新型コロナワクチン接種につきましては、令和5年度におきましても特例臨時接種が継続されますので、無料で接種を受けることができます。

町と致しましては、今年度の接種におきましても主に集団接種にて進めてまいります。

春夏用の接種対象者は、65歳以上の高齢者、12歳から64歳までの基礎疾患を有する方、医療従事者等となっており、6月後半から7月中旬にかけて、土曜日及び日曜日での7回の実施を予定しております。

また、春夏用の接種が終了した段階で秋冬用のワクチン接種も進めることとしており、時期が来ましたら対象者に随時周知してまいります。

次に、脱炭素先行地域の採択についてご報告致します。

環境省が募集しておりました脱炭素先行地域の第3回募集におきまして、4月28日付で黒潮町が採択されました。

脱炭素先行地域とは、2050年カーボンニュートラルに向けて、民生部門の電力消費に伴う二酸化炭素排出の実質ゼロを実現し、運輸部門や熱利用等も含めて、その他の温室効果ガス排出削減についても日本全体の2030年度目標と整合する削減を地域特性に応じて実現する地域のごことで、実行の脱炭素ドミノのモデルとなるものでございます。

黒潮町は2021年6月にゼロカーボンシティを宣言し、2050年温室効果ガス排出量実質ゼロを目標に掲げる中、今回の採択は施策を総合的に推進する大きな後押しとなるもので、今後も自然の恵みあふれる豊かな黒潮町として、また、地震津波と日本一うまく付き合うまちづくりを推進し、住民の皆さまとコミュニケーションを図りながら、ふるさとの発展に取り組んでまいります。

次に、台風第2号等の影響による大雨に関する防災対応について報告致します。

6月2日の台風第2号や梅雨前線の影響による大雨において、本町では線状降水帯の発生により河川水位が急激に上がり、洪水や内水氾濫で甚大な被害が心配される状況となりました。

午前7時50分に大雨警報が発表されたことを受け、第1配備体制を敷き、雨量や河川水位等の監視を行いました。

8時30分には蛸瀬川が氾濫の危険が迫ったため、8時50分に上田の口の地区に対し避難指示を発令、その後、他の河川におきましても氾濫の危険が迫ったため、9時30分に小川地区、10時には上川口浦地区に避難指示を発令するとともに、9時45分に災害対策本部を設置し、災害対応の強化を図りました。

そして、17時には各河川の水位も下がったことで、3地区に発令していた避難指示を解除し、順次避難所も閉鎖、17時53分には大雨警報、洪水警報も解除され、配備体制も解除致しました。

この間、各消防団には河川の警戒、避難の呼び掛け、土のう積み等の対応に当たっていただきました。

現状で把握している被害と致しましては、町道等の崩土、倒木等21カ所、町管理河川の護岸崩壊2カ所、人家裏の崩土1件となっており、農業被害としては、県の速報値によると、水稻やハウス、葉タバコなど約26ヘクタールが冠水、浸水の被害となっておりますが、人的被害や家屋等への大きな被害はございませんでした。

避難所の開設などには、区長をはじめとする地域の皆様に大変お世話になりましたことを、この場をお借り致しまして感謝申し上げます。

次に、令和4年度普通会計の決算見込みの概要について報告致します。

令和4年度の一般会計、住宅新築資金等貸付事業特別会計、宮川奨学資金特別会計、情報センター事業特別会計の合計である普通会計の決算につきましては、コロナ対策の継続や物価高騰等の対策を行った予算編成の中でも各種の国庫支出金等を最大限活用し、財政健全化に努めた結果、歳入から歳出を単純に差し引いた形式収支が約4億3,000万円となる見込みで、このうち、繰越財源の約1億2,200万円を差し引いた実質収支は3億1,000万円程度の黒字決算となる見込みでございます。

しかしながら、実質収支は黒字ではありますが、普通会計のうち一般会計におきましては、財源調整のための減債基金を含む、基金繰入金は3億1,000万円、町債は7億8,000万円となっており、預貯金の取り崩しや後年度に負担を残す借入れを行った上での黒字となっているのが令和4年度の決算の実情でございます。

また、その他の会計におきましても黒字決算となる見込みでございますが、一般会計から基準外の繰り

入れている会計もありますので、歳出に見合う財源を確保することが一般会計同様に喫緊の課題と言えます。

なお、令和5年度一般会計当初予算においては、合併以降2番目に大きい予算規模となる積極予算を組んでおりますが、これら積極的な投資と慎重な財政運営を行うこととの両方のバランス感覚は必要不可欠でございます。

このことから、以降の事業計画協議やサマーレビューにより各種事業の効果検証を確認しつつも、投資効果が小さく優先順位の低い事業のスクラップを実行し、今後の財政の展望を見据えて適正な予算執行に努めることで、真に必要な住民サービスに寄与してまいります。

以上、行政報告とさせていただきます。

議長(中島一郎君)

これで、町長の発言を終わります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、4番宮地葉子君、および5番宮川徳光君を指名します。

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月16日までの8日間にしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って、会期は本日から6月16日までの8日間に決定しました。

日程第3、議案第7号、黒潮町税条例の一部を改正する条例についてから、議案第13号、令和5年度黒潮町一般会計補正予算についてまでを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長(松本敏郎君)

それでは、令和5年6月第2回黒潮町議会定例会へ提案致します議案につきまして、ご説明致します。

今議会に提案させていただきます議案は、議案第7号、黒潮町税条例の一部を改正する条例についてから、議案第13号、令和5年度黒潮町一般会計補正予算についてまでの7議案でございます。

提案致します議案の内訳は、条例の一部改正が5件、条例の廃止が1件、補正予算が1件となっております。

まず、議案第7号、黒潮町税条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が、令和5年3月31日に公布されたことによるものでございまして、4月1日から施行が必要な項目につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行い、令和5年5月、第1回黒潮町議会臨時会にてご承認をいただいたところでございます。

今回は、それ以外の項目について改正するものでございます。

次に、議案第8号、黒潮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少するなどの影響

を受けた被保険者に対しまして、国民健康保険税の減免を実施してきましたが、令和5年5月8日以降、新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類感染症に位置付けられたことなどを踏まえ、令和4年度相当分の国民健康保険税までで減免措置を終了するため、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第9号、黒潮町介護保険条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、令和2年より実施をしてきました新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少、死亡または重篤な傷病を負った場合の介護保険料の減免の取り扱いが終了しましたので、このことに係る条例の規定部分を削るものでございます。

次に、議案第10号、黒潮町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、政府の子ども政策の新たな司令塔機能を担うこども家庭庁の設置に伴い、厚生労働省令家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことにより、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第11号、黒潮町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、先ほどの議案第10号、黒潮町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についてにて説明させていただきましたことと同様に、こども家庭庁の設置に伴い、内閣府令特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準が改正されたことにより、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第12号、黒潮町水産業経営資金審査委員会設置条例を廃止する条例について説明させていただきます。

この条例の廃止につきましては、黒潮町水産業経営資金融資規則等の廃止に伴い、関連する経営資金審査委員会の設置条例につきましても、同様に廃止を行うものでございます。

最後に、議案第13号、令和5年度黒潮町一般会計補正予算について説明させていただきます。

この補正予算につきましては、既決の予算に歳入歳出それぞれ1億498万1,000円を追加し、歳入歳出総額を111億556万9,000円とするものでございます。

この補正予算の概要と致しましては、民生費では6,840万8,000円の追加となっており、エネルギー、食料価格等の物価高騰の負担感が大きい低所得者世帯への負担軽減を図る事業として、1世帯当たり3万円を支給する住民税非課税世帯等に対する電力、ガス、食料品等価格高騰緊急支援交付金6,300万円、およびその事務経費540万8,000円を計上しております。

続きまして、衛生費では、予防費のコロナワクチン接種事業において、自己負担のない予防接種を引き続き実施するための特別措置に係る経費3,723万3,000円を追加、また、本年4月28日に黒潮町が環境省から脱炭素先行地域として選定されたことにより、予算の組み替えを行う等、なお一層の事業整理及び推進を図るため脱炭素対策に係る経費1,192万3,000円の追加による予算を計上しております。

これらの各種事業の歳出に対応するための歳入は国庫支出金となっており、収支の調整を財政調整基金繰入金で行っております。

提案説明は以上となりますが、この後、副町長ならびに担当課長に補足説明をさせますので、慎重なご審議とともに、適切なご決定を賜りますようお願い致します。

議長(中島一郎君)

住民課長。

住民課長(宮川智明君)

それでは私の方からは、議案第7号、黒潮町税条例の一部を改正する条例、および議案第8号、黒潮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、補足説明をさせていただきます。

初めに、議案第7号、黒潮町税条例の一部を改正する条例についてご説明致します。議案書は2ページからになっております。

改正理由としましては、地方税法等の一部を改正する法律が令和5年3月31日に公布をされており、4月1日から施行が必要な項目につきまして地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行い、令和5年5月、第1回黒潮町議会臨時会にてご承認をいただいたところです。

今回はそれ以外の項目について改正をするものです。

それでは、個々の条文につきまして新旧対照表にてご説明致します。

参考資料の1ページをお開きください。

下線の部分が、改正箇所となっております。

上段部分の第34条の9第2項は、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する規定でございまして、こちらは森林環境税の導入に伴う改正です。

続いて、中段以降の第36条の3の2の2項につきましては、新たに項を新設するものでございます。こちらは、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書についての規定でございます。申告書の記載事項の簡素化を行うものでございます。

1枚めくっていただき、2ページの上段部分までが簡素化のための改正でございます。

続いて、2項から4項、3ページの5項部分の改正につきましては、法律改正に伴う項のずれを反映させるものでございまして、先ほどご説明致しました項の新設に伴い、改正前は5項までだったものが6項までとなります。

次に、第38条の改正についてご説明致します。

第3項を新設をしております、こちらにつきましても森林環境税の導入に伴う改正でございます。

続いて、中段以降の第41条から、ページが飛びまして9ページの上段部分までの改正につきましても、森林環境税の導入に伴う改正でございます。

森林環境税および森林環境譲与税に関する法律の施行に伴い、所要の整備を行うものでございます。

続きまして、9ページの中段以降の第82条につきましては、軽自動車の種別割に関する規定でございます。

1枚めくっていただきまして、10ページの上段部分の改正につきましては、法規則の改正に伴いまして町条例においても同様の改正を行うものでございます。

内容としましては、車両区分においてミニカー、こちらは総排気量が50CC以下または定格出力600ワット以下の3輪以上の車両のことでございますが、そのミニカーの区分から、三輪の特定小型原付を除外することになりました。このため所要の改正を行っております。

続いて、中段部分の第15条の2の2の改正についてご説明致します。

こちらは軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例について定めているものです。

今回の改正につきましては、不正を行った自動車メーカーを納税義務者と見なして、納税不足額を徴収する際に加算する割合を定めております。35パーセントの加算となります。

議案書の4ページにお戻りください。

附則第1条において施行日を定めておりまして、令和5年7月1日からの施行としております。

ただし、1号に掲げている規定につきましては令和6年1月1日より、また、2号に掲げる規定につきましては令和7年1月1日からの施行としております。

また、附則第2条において、町民税に関する経過措置を定めております。

以上で、議案第7号、黒潮町税条例の一部を改正する条例についての補足説明を終わります。

続きまして、議案第8号の黒潮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、補足説明を致します。議案書は6ページからになります。

改正理由としましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少するなどの影響を受けた被保険者に対し国民健康保険税の減免を実施してきましたが、令和5年5月8日以降、新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類感染症に位置付けられたことなどを踏まえ、令和4年度相当分の国民健康保険税までで減免措置を終了するため、所要の改正を行うものでございます。

新旧対照表についてご説明を致します。参考資料の11ページをお開きください。

附則第18項および19項にて減免規定を定めておりましたが、措置終了に伴い削除をするものです。

以上で、議案第8号の補足説明を終わります。議案第7号と併せまして、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長(中島一郎君)

健康福祉課長。

健康福祉課長(佐田 幸君)

それでは、議案第9号の黒潮町介護保険条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明をさせていただきます。議案書は8ページ、条例案は9ページ、参考資料は13ページになります。

改正理由としましては、令和2年より実施をしてきました新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少、死亡、または重篤な傷病を負った場合の介護保険料の減免の取り扱いが終了しましたので、条例の規定部分を削るものでございます。

それでは、新旧対照表にてご説明を致します。参考資料の13ページをお願いします。

附則第9項に係る見出しおよび第9項の規定は、令和4年度の納期限、保険料減免の要件等を規定しておりましたので、第9項の全部を削るものでございます。

また、附則第10項の規定は、第9項に係る申請期限について規定しておりましたので、第9項を削ることに伴い、第10項の全部を削るものでございます。

議案書の9ページにお戻りください。

本改正の附則におきまして、公布の日から施行するものとしております。

以上で、議案第9号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長(中島一郎君)

清水教育次長。

教育次長(清水幸賢君)

それでは、議案第10号、黒潮町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について、補足説明をさせていただきます。議案書は10ページでございます。

当該条例の主な改正理由は、政府の子ども政策の新たな司令塔機能を担うこども家庭庁の設置に伴い、関係府省令が改正されましたので、本条例の従うべき基準である厚生労働省令に従い、本条例の一部を改正するものでございます。

条例の改正について、新旧対照表にて主な改正点を説明致します。参考資料は15ページからです。

改正箇所はアンダーラインを引いている所になります。

主な改正については、まず、参考資料 16 ページ、第 7 条をご覧ください。

保育所等との連携として、代替保育の提供などに係る連携施設の確保が著しく困難な場合における義務の緩和について、第 2 項から第 5 項までの 4 項を加えております。

次に、参考資料 18 ページ、第 17 条をご覧ください。

家庭的保育者の居宅で保育を行う家庭的保育事業者に対する食事の提供の特例に係る外部搬入施設の拡大に関する号を追加しております。

次に、参考資料 19 ページ、第 26 条をご覧ください。

保育所保育指針の制定権限が厚生労働大臣から内閣総理大臣に移ったことによる改正となります。

次に、同じく 19 ページ、第 30 条をご覧ください。

職員に関し、保育士の数に算定できる者の緩和として、准看護師を加えております。

なお、第 32 条、第 45 条、第 48 条につきましても同様の改正となります。

次に、参考資料 21 ページ、第 50 条をご覧ください。

第 6 章雑則として、電磁的記録に関する規定を新たに加えております。

また、参考資料 24 ページ、附則において、職員配置に係る緩和のための特例などを加えております。

他の条項の変更も含め、全て本条例の従うべき基準である厚生労働省令に合わせ、規定の整備を行うものでございます。

以上で、議案第 10 号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第 11 号、黒潮町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について、補足説明をさせていただきます。議案書は 15 ページでございます。

当該条例の主な改正理由は、先ほどの議案第 10 号で説明させていただきましたことと同様に、政府の子ども政策の新たな司令塔機能を担うこども家庭庁の設置に伴い、関係府省令が改正されましたことに従うものでございます。本条例の従うべき基準である内閣府令に従い、本条例の一部を改正するものでございます。

条例の改正について、新旧対照表にて主な改正点をご説明致します。参考資料は 26 ページからです。

改正箇所はアンダーラインを引いている所になります。

主な改正については、まず、参考資料 26 ページ、第 6 条をご覧ください。

現行の第 6 条第 2 項から第 6 項を削除しております。これは、基準となる内閣府令の構成に従い、参考資料 47 ページにありますように、新たに第 4 章雑則として第 54 条に電磁的記録等のことを加えたことによる削除となります。

次に、参考資料 31 ページ、第 16 条をご覧ください。

保育所保育指針の制定権限が厚生労働大臣から内閣総理大臣に移ったことによる改正となります。

なお、第 45 条につきましても同様の改正となります。

ほかにも、表記の仕方を変更している箇所等が多くありますが、これらは内容を変更するものではなく、本条例の従うべき基準である内閣府令に合わせた表記とするために、規定の整理を行うものでございます。

以上で、議案第 11 号の補足説明を終わります。議案第 10 号と併せまして、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（中島一郎君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは、議案第 12 号、黒潮町水産業経営資金審査委員会設置条例の廃止についての補足説明をさせていただきます。議案書の 21 ページ、ならびに 22 ページをお願いします。

本議案につきましては、黒潮町水産業経営資金融資規則等の廃止に伴い、関連する経営資金審査委員会の設置条例につきましても、同様に廃止を行うものでございます。

本融資制度の廃止に伴う理由と致しましては、令和元年度までの対象の融資 1 件、168 万円の返済を最後に、現在に至るまで当該制度に関する問い合わせ、また申請がなく、現在は、高知県かつお・まぐろ漁業振興資金や高知県沿岸漁業等経営育成資金、その他、民間金融機関を含めた他の制度での融資が主となっているために、今回、廃止の議案として提出するものでございます。

以上で、議案第 12 号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（中島一郎君）

副町長。

副町長（西村康浩君）

それでは、議案第 13 号、令和 5 年度黒潮町一般会計補正予算の補足説明を致します。議案書は 23 ページとなります。

予算書の 1 ページをお開きください。

一般会計補正予算補正第 2 号は、第 1 条により、既決の予算に歳入歳出それぞれ 1 億 498 万 1,000 円を追加、総額をそれぞれ 111 億 556 万 9,000 円とするものでございます。

詳細につきまして、まず、歳出の事項別明細書からご説明を致します。14 ページをお開きください。

まず、3 款 1 項 1 目、社会福祉総務費 6,840 万 8,000 円の追加は、新型コロナウイルス感染症による影響やウクライナ情勢を踏まえ、エネルギー、食料価格等の物価高騰の影響の負担感が大きい低所得者世帯への負担軽減を図る事業として、住民税非課税世帯等に対する電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援交付金を支給するものでございます。

支給対象者は、住民税非課税の世帯、および家計急変の世帯とし、1 世帯当たり 3 万円を支給するものでございます。

1 節報酬から次ページ、15 ページの 12 節委託料までの経費につきましては、3 名の会計年度任用職員等に対する経費、及びシステム導入経費などの事務費を計上しております。

19 節扶助費の電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金 6,300 万円につきましては、給付対象として 2,100 世帯を想定しております。

続きまして、同ページ 4 款 1 項 3 目、予防費 3,723 万 3,000 円の追加は、コロナワクチン接種事業におきまして、自己負担のない予防接種を引き続き実施するための特別措置に係る経費を計上しております。

7 節報償費から 16 ページ、13 節使用料及び賃借料までの経費につきましては、集団接種に従事する医師、看護師等への報償費及びシステム導入経費、接種会場の建物使用料などの事務費を計上しております。

次に、同ページ、6 目環境衛生費 1,258 万 3,000 円の減額は、10 目脱炭素対策費への予算の組み替え等による減額となっております。

同ページ、最下段の 10 目脱炭素対策費 1,192 万 3,000 円の追加は、町長の提案理由の説明でもお伝えしましたとおり、本年 4 月 28 日に黒潮町が環境省から脱炭素先行地域として選定されたことにより予算の組み替え等を行うなど、事業整理及び推進を図るため脱炭素対策に係る経費を予算計上しております。

1 節報酬から、17 ページの 3 節職員手当、8 節旅費につきましては、脱炭素カルテ訪問員として雇用す

る会計年度任用職員4名の人件費等となっております。

10節消耗品費につきましては、生ごみ水分削減用パックの購入経費となっており、脱炭素カルテ訪問の際に住民の皆さまに配布し、環境に対する行動変容を促すことの一助となる効果を見込んでおります。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。12ページの歳入の事項別明細書へお戻りください。

まず、15款1項5目、衛生費国庫負担金の新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金4,440万円、2項1目、総務費国庫補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金6,540万8,000円、3目衛生費、国庫補助金の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金1,192万3,000円の追加はそれぞれの事業の財源となっておりまして、原則として、その経費が国庫補助金で賄われることとなっております。

次に、16款2項3目、衛生費県補助金の住宅用太陽光発電設備等導入推進事業費補助金と再生可能エネルギー利活用事業費補助金の減額は、脱炭素先行地域の選定に伴い国庫支出金の活用が認められたため、上段の国庫支出金の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金へ歳出予算額と同様に予算の組み替えを行うものでございます。

次に、13ページ、19款1項1目、財政調整基金繰入金1,329万7,000円の減額は、当初予算にて計上しておりました各種経費が国庫支出金の対象経費となったことにより、財政調整基金の減額を行うものでございます。

歳入の説明は以上で終わります。

以上で、議案第13号、令和5年度黒潮町一般会計補正予算の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（中島一郎君）

これで、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

初めに、議案第7号、黒潮町税条例の一部を改正する条例についての質疑はありますか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第7号の質疑を終わります。

次に、議案第8号、黒潮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての質疑はありますか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第8号の質疑を終わります。

次に、議案第9号、黒潮町介護保険条例の一部を改正する条例についての質疑はありますか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第9号の質疑を終わります。

次に、議案第10号、黒潮町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についての質疑はありますか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第10号の質疑を終わります。

次に、議案第11号、黒潮町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一

部を改正する条例についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第11号の質疑を終わります。

次に、議案第12号、黒潮町水産業経営資金審査委員会設置条例を廃止する条例についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第12号の質疑を終わります。

次に、議案第13号、令和5年度黒潮町一般会計補正予算についての質疑はありませんか。

宮地葉子君。

4番(宮地葉子君)

16ページですが、一番下の段の10節脱炭素対策費ですね。

報酬ですけど、4人の方の報酬で脱炭素カルテ訪問員が488万1,000円ありますが、具体的に4人の方がどのようなカルテ訪問員というのは、どのようなことをするのか、教えてください。

議長(中島一郎君)

住民課長。

住民課長(宮川智明君)

ご質問にお答え致します。

カルテ訪問員ですが、想定をしているものとしてましてもは、現状把握がまず最初かと思っております。ご家庭のエネルギーの使用状況など、また家族構成等も確認させていただきながら、じゃあそのエネルギーをどうすれば削減できるかというところを、コミュニケーションを取りながら必要な削減に支援できる方法を考えるための訪問と考えておまして、一度の訪問ではないと考えております。繰り返し訪問をさせていただきながら、行動変容を促しつつ、エネルギーの削減ができそうな部分というのをコミュニケーションを取りながら、その部分に対してどういった支援ができるかという部分を考えながら訪問しつつ、コミュニケーションを図りたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長(中島一郎君)

宮地君。

4番(宮地葉子君)

4人の方で全家庭を訪問するとしたら、かなりコミュニケーションを取りながらですから大変だと思うんですけど。

これはどれぐらいの期間、1年間で全部やり上げるという計画でしょうか。

議長(中島一郎君)

住民課長。

住民課長(宮川智明君)

お答え致します。

想定としましては、全戸訪問に掛かる日数としましては半年ほど掛かると思っております。それが一巡するのに半年ぐらい掛かるんじゃないかと思っております。

以上です。

議長（中島一郎君）

そのほかにありますか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第13号の質疑を終わります。

これで、質疑を終わります。

ただ今、議題となっております議案第7号から議案第13号までは、お手元にお配りしております委員会付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これで散会します。

散会時間 9時 49分